

豊田市広告付き行政情報モニター設置事業仕様書

1 目 的

財源の創出及び市の広報手段を確保するため、市役所南庁舎 1 階市民課待合に広告付き行政情報モニターを設置し、併せて行政情報及び広告情報を掲載する設置事業者を募集する。

2 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。ただし、1 年ごとに更新することができるものとし、最長 5 年間（令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで）とする。

広告の掲出については、広告付き行政情報モニターの設置完了後、事前に広告審査を受けたうえで、速やかに行うこととする。

3 事業概要

市役所南庁舎 1 階市民課待合に、広告付き行政情報モニターを設置し、併せて行政情報及び広告情報を掲載する。

事業に係る経費（広告付き行政情報モニターの制作、モニター本体、設置、撤去、維持管理費及び広告主募集費など）は設置事業者が負担する。

4 施設概要等

（1）施設名称等

豊田市役所南庁舎

（2）所在地

豊田市西町 3 丁目 6 0 番地

（3）開庁日（及び時間）

月曜日～金曜日（窓口受付時間：午前 9 時から午後 4 時）

※国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に定める休日、年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）は閉庁します。

記載の窓口受付時間は令和 9 年 9 月末までの試行であるため、1 0 月以降変更になる場合があります。

（4）令和 7 年度の市民課来庁者数

のべ約 2 4 0, 0 0 0 人

（5）令和 7 年度の市民課窓口開庁日数

2 4 2 日

5 広告付き行政情報モニター設備

（1）設置場所

豊田市西町 3 丁目 6 0 番地 豊田市役所 南庁舎 1 階 市民課待合

(2) 設置内容

設置内容 広告付き行政情報モニター

設置数 3 台以上

(設置内容の条件)

ア 使用モニターは46インチ程度のサイズとし、テレビチューナー非搭載でテレビ放送の視聴ができないものとする。

イ フレームを含む本体の大きさは、概ね幅110cm×高さ80cm×奥行き30cm

ウ 窓口上部に設置する際は、広告付き行政情報モニターの背面部をフレーム等に固定して設置及び上部をワイヤー等で固定する。(モニターは液晶などの薄型画面のものとし鋭利な突起物がない、安全に配慮したものとする。) ※詳細は別紙1を参照。

エ モニター3台は、番号発券機の案内表示モニターに隣接させて設置すること。ただし、別紙1【設置場所】ウについては、窓口看板の門型に現状以上の荷重がかからないようにすること。 ※詳細は別紙1を参照。

オ 4台以上設置する場合、4台目以降の設置場所については、市の承諾を受けること。

カ 設置計画に当たっては、南庁舎1階の現況を十分に確認し、既存設備等との調和に配慮した配置とすること。

(3) 維持管理等

ア 設置については据付面に確実に固定し、落下防止の安全装置を講ずること。なお、補強工事が必要な場合は、その費用は設置事業者の負担とする。補強方法は豊田市及び設置事業者が協議のうえ決定し、庁舎本体に負担の掛からない方法で行うこと。

イ 広告付き行政情報モニターにかかるメンテナンス、破損や事故時の対応等、一切の保守管理に関しては、設置事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

ウ 故障、問い合わせ及び苦情の際の設置事業者の連絡先を本体に明記すること。

エ 広告付き行政情報モニターの運用開始に当たり、豊田市職員による操作が必要な場合は、操作マニュアルを作成するとともに操作研修を対面にて行うこと。

オ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査が必要な場合は、遅滞無く手続きを行うこと。

(4) 使用上の制限

ア 広告付き行政情報モニターを設置する権利を第三者に譲渡し、又は、転貸し、担保に供しないこと。

イ 広告主及び掲載する広告の内容については、「豊田市広告掲載要綱」、「豊田市広告掲載基準」に適合するものとし、広告掲出前に市の承認を受けること。

(5) 使用許可の取り消し及び変更

豊田市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部又は一部を取消し、又は変更をすることができるものとする。

(6) その他

- ア 広告付き行政情報モニターの設置完了時には必要な検査を行い、報告書を提出すること。
- イ 協定期間終了後は、豊田市が指定した期間に広告付き行政情報モニターを撤去し、原状復旧すること。なお、復旧に際し、設置事業者は、一切の補償を豊田市に請求することはできないものとする。

6 広告付き行政情報モニターの表示方法等

- (1) 設置事業者は広告主の募集、広告の掲出及び行政情報の掲出にかかる費用を負担するものとする。
- (2) モニターにより掲出するすべての広告主及び広告内容等については、別に定める豊田市広告掲載要綱及び豊田市広告掲載基準を遵守しているもののみ掲出することができる。
- (3) 設置事業者は、都合により広告の修正・変更をする場合は、広告が掲出される2週間前までに広告案を豊田市へ提出し、承認を得ること。なお、初回の広告案については令和9年3月17日までに豊田市へ提出するものとする。
- (4) 広告については、静止画又は動画で表示することができ、また、複数の広告を順番に表示することができるものとする。ただし、表示する場合は無音に限る。
- (5) 行政情報については、静止画又は動画により表示するものとし、豊田市の担当者がパソコンを用いて原稿及び画像を設置事業者に引き渡し、設置事業者が掲出用映像の制作を行う。また、複数の情報を順番に表示することができるものとし、無音に限る。引き渡す原稿及び画像の形式（拡張子）については、設置事業者との協議により適宜定めるものとする。
- (6) 広告掲出の期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、設置工事が必要になる場合は、工事終了後、事前に広告審査を受けたうえで速やかに広告掲出をすること。また広告掲出の期間は、1年ごとに更新することができるものとし、最長5年間（令和14年3月31日まで）とする。
- (7) 広告付き行政情報モニターの掲出は、4 施設概要等（3）開庁日（及び時間）に合わせて行うものとする。
- (8) 掲出する広告がなく、広告枠に空きが生じる場合、設置事業者は豊田市と協議して、掲出に支障がないような措置を講ずること。なお、広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の広告料及び使用料は返還しないものとする。
- (9) 掲出する広告について豊田市広告掲載基準または豊田市広告掲載要綱に準ずるものではないことが発覚した場合、設置事業者はただちに当該広告を削除し、その他の広告及び行政情報の掲出に支障がないような措置を講ずること。
- (10) 掲出する広告枠及び行政情報枠の1ロールあたりの掲出時間は8分程度とする。行政情報枠については1枠につき15秒とし、行政情報枠数は10枠以上とする。

7 期間更新について

- (1) 設置事業者は協定の更新を希望する場合、協定期間満了日の30日前までに更新申請書(様式第1号。押印を要する。)を豊田市へ提出しなければならない。なお、更新は4回を限度とする。
- (2) 豊田市は申請内容を審査し、更新を承認する場合は更新承諾通知書(様式第2号)を、承認しない場合は不更新通知書(様式第3号)を、それぞれ書面により設置事業者へ通知する。
- (3) 更新が承諾された場合、設置事業者は更新後速やかに、当該年度当初に広告を掲載する事業所の一覧を市へ提出しなければならない。
- (4) 豊田市は、市の事情により更新しないことが明らかな場合は、協定期間満了日の90日前までに、その旨を設置事業者に書面により通知するものとする。

8 広告料・使用料の納付

- (1) 広告料について、協定期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、変更前の広告料(税抜き)に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更されたものとみなす。なお、広告料及びこれに係る消費税及び地方消費税の額は月単位で算定するものとし、税率変更後の月分の広告料については変更後の税率を適用する。
- (2) 広告料は毎年4月に1年分を請求することとし、豊田市の発行する納入通知書を利用し、納入通知書記載の期限までに納付すること。(広告料の額は、設置事業者の提案によるものとする。)
- (3) 設置事業者は広告掲出面について行政財産の目的外使用許可を受け、募集の際に提示する広告料とは別に豊田市行政財産目的外使用料条例に基づき、広告掲出用スペースの面積に応じて使用料を支払うものとする。また、行政財産目的外使用許可申請は毎年度、更新する必要がある、使用料は課税標準額の変動により変更となる場合がある。
- (4) 広告掲出に伴う電気等の諸設備の利用に必要な経費については、設置事業者の負担とする。
- (5) 広告掲載ができなかった場合でも、広告料の減額は行わない。

9 事業計画の策定

設置事業者はあらかじめ、広告付き行政情報モニターの仕様、広告の仕様、使用料、施行方法、管理体制及び作業スケジュール等を記載した事業計画書(様式は任意とする)を作成し、豊田市に提出するものとする。

10 その他

その他の仕様については、豊田市及び設置事業者が協議のうえ決定する。